
菊川市立小笠東小学校PTA規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は小笠東小学校PTA(以下「PTA」)という。

(目的)

第2条 PTAは、保護者と教師とが協力して、家庭と学校と社会における児童の健全な成長を図るとともに、会員の教養を高めることを目的とする。

(活動)

第3条 PTAは前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) よい保護者、よい教師となるための研修に関すること
- (2) 児童の教育活動の奨励及び助成に関すること
- (3) 児童の生活環境の向上に関すること
- (4) 教育財政の支援に関すること
- (5) その他必要と認めたもの

(方針)

第4条 PTAは、前条の活動をするにあたって次の方針を順守する。

- (1) 児童の教育及び福祉のために活動する他の機関及び団体と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教に偏る行為は、行わない。
- (3) もっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
- (4) PTA又はPTAの役員名で、各種選挙の候補者を推薦しない。
- (5) 小笠東小学校職員の人事、その他学校の管理に関することには、干渉しない。

第2章 会員

(会員の資格等)

第5条 PTAの会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

2 会員となることのできるものは以下のものとする。

- (1) 小笠東小学校の児童の保護者、又はこれに代わるもの
- (2) 小笠東小学校の職員
- (3) PTAの趣旨に賛同する者で、会長が特に認めたもの

(会費)

第6条 会員は、総会で議決された会費を納めなければならない。

第3章 役員

(役員)

第7条 PTAに次の役員を置く。

- (1) 会長 1名(保護者)
 - (2) 副会長 3名(小学校長と家庭代表を含む)
 - (3) 庶務 若干名(学校職員)
 - (4) 会計 1名(学校職員)
 - (5) 監事 2名
- 2 会長、副会長(家庭代表を含む)で本部を構成する。

(選任)

第8条 会長、副会長は、地区委員の互選により選出する。

- 2 庶務及び会計は、会長の指名による。
- 3 監事は、会員の中から選出する。
- 4 役員の任期1年とし、再任を妨げない。
- 5 役員は、総会または書面審議において承認を得なければならない。

(職務)

第9条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、P T Aを代表し、総会、委員会及び本部会を招集し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはその代理をつとめる。
- (3) 家庭代表は、P T Aの内特に保護者を対象とした事業、研修の実施にあたって各種機関、団体との調整を行い、保護者としての資質の向上、知識の取得、意識の高揚を図る。
- (4) 庶務は、会長の指示に基づき、総会、委員会、本部会の議事及びP T Aの重要事項を記録し、書類の保管、通信等についての庶務を行う。
- (5) 会計は、会長の指示に基づき会計事務を処理する。
- (6) 監事は、必要に応じP T Aの会計事務を監査するとともに、総会において前年度決算の監査報告をしなければならない。

第4章 機関

(機関)

第10条 この会に、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 委員会
- (3) 本部会

(定足数、議決)

第11条 各機関において、定足数は定数の過半数とし、議事は出席者の過半数で決するものとする。

(総会)

第12条 総会は全員を以て構成する。

- 2 総会は、P T Aの最高機関であって、決算及び事業報告の認定、役員の承認、予算及び事業計画の決定、規約の改正、その他P T Aの目的を達成するために必要な事項を審議決定する。
- 3 定期総会は、毎年度当初1回開催するものとする。
- 4 臨時総会は、本部会が必要と認めたとき、及び会員の5分の1以上の請求があつた場合、開催しなければならない。
- 5 本規約の改正については、前条の規定にかかわらず出席者の3分の2以上の賛成（書面審議を含む）により決するものとする。
- 6 諸事情により、総会の代わりに書面審議決定とする。

(委員会)

第13条 委員会は、地区委員及び職員代表を以て構成する。

- 2 地区委員は、各地区より若干名ずつ選出する。
- 3 委員会は、委員会と会員との連絡をはかり、事業活動の具体的計画の決定を行う。
- 4 委員会は、緊急やむを得ない場合には、第12条第2項に定められた事項について総会に代わって決定することができる。ただし、この場合は次の総会の承認を得なければならない。
- 5 委員会は、会長が必要と認めたとき、又は構成員の3分の1以上の請求があつた場合開催しなければならない。

(本部会)

第 14 条 本部会は、監事をのぞく役員を以て構成する。

- 2 本部会は、総会及び委員会の決定事項を執行するとともに、各種原案の作成、緊急事項の処理に当たる。
- 3 本部会は、会長が必要と認めたとき、開催するものとする。

(専門部会)

第 15 条 専門部会は、常設しない。

- 2 会長は、必要に応じ委員会の議決のもと新たな部会を設けることができる。
- 3 前項に規定する部会は当該年度のみの設置とし、長期の設置が必要な場合は本規約を改正しなければならない。

第 5 章 財務

(経費)

第 16 条 P T A の活動に要する経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

(資産)

第 17 条 P T A の資産は、第 2 条の目的達成のため以外に使用してはならない。

(会計年度)

第 18 条 P T A の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日をもって終る。

- 2 会長は、毎年度歳入歳出予算を調整し、事業計画及び財産目録を併せて総会に提出しなければならない。
- 3 会長は、毎年度歳入歳出決算を調整し、事業報告書を併せて総会に提出しなければならない。

第 6 章 雑則

(細則)

第 19 条 P T A の運営について必要な細則は、委員会の議決を経て定めることができる。

(附則)

- 1 この規約は、昭和 53 年 4 月 20 日に改正し、昭和 53 年度より実施する。
- 2 この規約は、昭和 62 年 4 月 16 日に一部改正する。
- 3 この規約は、平成 10 年 4 月 18 日に一部改正する。
- 4 この規約は、平成 11 年 4 月 16 日に一部改正し、同日より施行する。
- 5 この規約は、平成 14 年 4 月 20 日に一部改正し、同日より施行する。
- 6 この規約は、平成 15 年 4 月 18 日に一部改正し、同日より施行する。
- 7 この規約は、令和 2 年 4 月末日に一部改正し、同日より施行する。
- 8 この規約は、令和 3 年（PTA 総会日）に一部改正し、同日より施行する。
- 9 この規約は、令和 4 年（PTA 総会日）に一部改正し、同日より施行する。
- 10 この規約は、令和 5 年（PTA 総会日）に一部改正し、同日より施行する。

小笠東小学区PTA役員選出細則

(目的)

第1条 この細則は、小笠東小学校PTA規約（以下「規約」という。）第7条第1項に規定する役員を選出するにあたって必要な事項を定めることを目的とする。

(役員選考委員会)

第2条 新年度PTA委員会においてPTA役員の立候補がない場合は、役員候補者を選出するため、選考委員会（以下委員会という。）を設置するものとする。

2 委員会は、現本部役員より構成される。

(役員)

第3条 委員会に委員長1名と副委員長2名を置く。

2 委員長及び副委員長は現PTA会長と副会長とする。

(職務)

第4条 委員会は、規約第7条第1項に規定するPTA役員の候補者を速やかに選出することを職務とする。

2 委員会は、各候補者の了解を得なければならない。

(会長の意向)

第5条 委員会は、会長候補者選出後は他の役員選出にあたって会長候補者の意向を十分尊重しなければならない。

(報告)

第6条 委員会はPTA役員候補者を選出した後、新年度PTA委員会に選出の経過を報告しなければならない。

(決定)

第7条 新年度PTA委員会においては、前条に定める報告の後、速やかにPTA役員を決定しなければならない。

(地区委員の人数)

第8条 各地区の地区委員の人数は別表に定める。

(付則)

1 この細則は平成11年4月16日に制定し、同日より施行する。

2 この細則は平成17年11月2日に一部改正する。

3 この細則は平成28年10月21日に一部改正する。

(別表)

小笠東小学校 P T A 地区委員人数表

地区名	地区委員人数
原・磯部	2 人
丹野	2 人
古谷	1 人
花水木	2 人
川中・川東	2 人
城山下	1 人
川西	1 人
三協	1 人
棚草	2 人
赤土上	2 人
赤土下	5 人
合計	2 1 人